

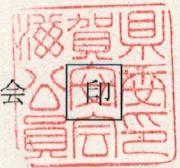
放置違反金納付命令公示送達書

下表左欄に掲げる者に対し、道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定により、それぞれ同表右欄に掲げる放置違反金の納付を命令します。

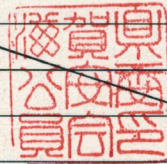
なお、同条第 5 項に規定する放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した放置違反金納付命令書は、滋賀県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、命令を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和 8 年 7 月 2 日

滋賀県公安委員会



命令を受ける者の氏名	命令の件名
富樫 兵一	放置違反金の納付命令に関する件(第 60-101-260216-001001 号)



注 道路交通法第 51 条の 4 第 18 項の規定により準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この公示をした日から起算して 7 日間を経過したときは、当該命令書の送達があったものとみなされます。